

武蔵野市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（令和3年12月武蔵野市規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p><u>(5) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（ア及びイに掲げるものを除く。）中の職員として在職した期間 5割</u></p> <p><u>ア 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して9週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の</u></p>	<p>（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p>	<p>号の削除</p>

<p><u>日から起算して9週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業で、当該期間（2以上あるときは合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p><u>(6)及び(7)</u></p> <p>3 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しないときは、勤務しなかった回数につき3分の1日の期間に当該各号に定める割合を乗じた期間を除算する。</p> <p>(1) 前項<u>第6号</u>に掲げる事由 10割</p> <p>(2) 前項<u>第7号</u>に掲げる事由 5割</p> <p>(勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第4条第2項第1号から第5号までに掲げる期間</u></p>	<p><u>(5)及び(6)</u></p> <p>3 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しないときは、勤務しなかった回数につき3分の1日の期間に当該各号に定める割合を乗じた期間を除算する。</p> <p>(1) 前項<u>第5号</u>に掲げる事由 10割</p> <p>(2) 前項<u>第6号</u>に掲げる事由 5割</p> <p>(勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定にあたっては、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <u>第4条第2項第1号から第4号までに掲げる期間及び育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（ア及びイに掲げるものを除く。）中の職員として在職した期間</u></p> <p><u>ア 育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から起算して9週間を</u></p>	<p>号の繰上げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>号の改正</p>
---	---	--

<p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>経過する日の翌日までの 期間内にある育児休業 で、当該期間（2以上あ るときは合算した期間） が1か月以下である育児 休業</u></p> <p><u>イ 育児休業の承認に係る 期間の全部が子の出生の 日から起算して9週間を 経過する日の翌日までの 期間内にある育児休業以 外の育児休業で、当該期 間（2以上あるときは合 算した期間）が1か月以 下である育児休業</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	
------------------------------------	--	--

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市会計年度任用職員の  
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和8年4月1日から  
適用する。